

知財支援のポイント！ 東北地域への知財活用の定着を図る推進拠点

組織紹介

知的財産とは、「価値のある情報」の事です。新たに生み出された技術やアイデア、ユニークなデザイン、蓄積された技術上又は営業上の情報やノウハウは、それ自体で価値のある情報です。また知的財産とは、「人々のひらめきと努力の成果」でもあり、将来にわたって、私たちの社会や生活をより豊かにし、我が国の経済や産業を発展させるものです。このような知的財産を、生み出した人の財産権として認め、一定期間保護するための制度が、知的財産制度です。

特許室では、知的財産権制度のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に関する施策の展開を実現するとともに、東北地域における知的財産への意識の向上、東北の地域性を踏まえた知的財産の創造・保護・活用による地域経済の活性化、発展に向けた取り組みを行っています。

『とうほく知財いいねっと』（「東北 知的財産」で検索！）

知財活動や地域ブランドに関する役立つ情報をわかりやすく発信しています。

メールマガジン「知財座敷かわら版」も月2回発行しています。

事業概要と知財支援

1. 各県「知財総合支援窓口」の設置

知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決するための相談窓口を、東北各県に設置しています。

2. 補助金・助成金

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（**中小企業外国出願支援事業**）

中小企業者による戦略的な外国出願の促進を図るため、（独）日本貿易振興機構（JETRO）及び都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業者の外国出願にかかる費用の一部を助成します。

3. 知的財産人材育成

・知財経営普及啓発 ・人材育成事業（**知財経営ワークショップ**）

企業の経営課題や事業成果に結びついた戦略的な知的財産活動（＝知財経営）の東北地域における普及と定着に向けた意識啓発と人材育成を支援しています。

4. ブランド化支援

・TOHOKU地域ブランド創成支援事業

① ビジネスマッチ東北への出展支援

商標等を取得している東北地域の食品系商材等の知名度UPや販路拡大と制度普及を図ることを目的に、ビジネスマッチへの出展を支援します。

② 支援人材の派遣による集中支援

地域資源と知的財産を活用して地域ブランドの創成、ブランド化を図ろうとする自治体、共同組合、商工関係団体、NPO等に対して、支援人材がチームで集中支援します。

・TOHOKUデザイン創造・活用支援事業

商材の形状やパッケージ等におけるデザインの創造・活用による販売促進、ブランド化の促進と制度普及を図ることを目的に、商品リニューアル等を検討している企業等の支援をします。

連絡先

☎ 980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命本町仙台ビル7F
TEL 022-223-9730